

霞台厚生施設組合競争入札における構成市町内の支店・営業所の取り扱い基準について

霞台厚生施設組合競争入札における構成市町内の支店・営業所の取り扱い基準については、下記のとおりです。

下記の基準に該当しない場合は、構成市町内の支店・営業所の取り扱いを行わないとします。
なお、現地調査で確認させていただくことがあります。

1. 現に事業所の形態を有し、事業所の名称（看板・表札等）が表示されていること
 - (1) 事業所の名称が入っている看板を掲示していること。
 - (2) 事業所の名称が入っている郵便受けを設置していること。
 - (3) 営業所としての専用スペースが確保されていること。
 2. 事業所内において電話、机、事務機器、什器備品等を備えていること。
 3. 構成市内に営業所等に契約等の権限が委任されていること
 - (1) 帳簿等が常備されていること。
 4. 構成市内の営業所等に常勤職員が配置されていること
 - (1) 出勤簿等が常備されていること。
- 注 常勤とは、週7日のうち3日以上かつ18時間以上営業所等に勤務していること。
(他営業所等との兼務は不可。)

5. 構成市の市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること

※ 構成市町とは、組合を構成している3市1町、石岡市、小美玉市、かすみがうら市及び茨城町のことを言います。